明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

改正前地共済法附則第二十四条の二第四項	前項	平成二十七年経過措置政令第五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項
改正前地共済法附則第二十六条の見出し	退職共済年金	旧職域加算退職給付
改正前地共済法附則第二十六条第五項	第一項から前項まで	平成二十七年経過措置政令第五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前三項
	退職共済年金	旧職域加算退職給付
	附則第二十条の二第二項	附則第二十条の二第二項第三号
改正前地共済法附則第二十六条第九項前段	、附則第二十五条の五第一項、第二項の各号列記以外の部分及び第三項並びに附則第二十五条の七第一項の規定	の規定
改正前地共済法附則第二十六条第十項	第一項から	第二項から
	退職共済年金	旧職域加算退職給付
	第七十九条第一項	第七十九条第一項第二号
	退職共済年金	旧職域加算退職給付
	第一項から	第二項から
	これらの規定により	同号の規定により
	附則第二十条の二第二項第二号及び第三号に掲げる金額の合算額又は当該合算額に特例加算額を加算した金額	附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額
改正前地共済法附則第二十六条（見出しを含む。）	退職共済年金	旧職域加算退職給付
改正前地共済法附則第二十七条の見出し	障害共済年金	旧職域加算障害給付

改正前地共済法第百十一条第三項	組合員期間	旧地共済施行日前期間
	退職共済年金又は障害共済年金の額のうち第七十六条第二項の規定により支給の停止を行うこととされるわりない部分に相当する額	旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付の額
改正前地共済法第百四十四条の二十四の二第一項及び第五項	退職共済年金	旧職域加算退職給付
	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
改正前地共済法第百四十四条の二十六第一項	五十円	五十銭
	百円	一円
改正前地共済法附則第十八条の二の見出し	退職共済年金	旧職域加算退職給付
改正前地共済法附則第十八条の二第二項	前項	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第五十条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項
	又は附則第九条の二の二第一項	若しくは第九条の二の二第一項又は改正後厚生年金保険法附則第七条の三第一項
改正前地共済法附則第十八条の二第四項	前項	平成二十七年経過措置政令第五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項
	退職共済年金	旧職域加算退職給付
	これら	同項
改正前地共済法附則第二十二条及び第二十四条の二の前の見出し	退職共済年金	旧職域加算退職給付
改正前地共済法附則第二十四条の二第二項	前項	若しくは附則第九条の二の二第一項又は改正後厚生年金保険法附則第十三条の四第一項
	又は附則第九条の二の二第一項	平成二十七年経過措置政令第五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項